

川島桶川資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

令和 7 年 4 月 1 日

条例第 1 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 3 条の 2 の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（管理者、副管理者及び議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第 2 条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の始期)

第 3 条 新たに特別職の職員となった者には、その日から報酬を支給する。ただし、報酬が日額の者には勤務日数に応じて支給する。

(報酬の終期)

第 4 条 特別職の職員が任期満了、辞職、死亡又はその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。

2 前条及び前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

(報酬の支給)

第 5 条 報酬の支給については、次に掲げるとおりとする。

(1) 日額のものは、当月分を翌月の末日（当該日が休日（川島桶川資源循環組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 1 3 号）第 1 0 条に規定する休日をいう。以下同じ。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてそ

の日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）に支給する。ただし、必要に応じてその都度支給することができる。

(2) 月額の場合は、川島桶川資源循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 19 号）の適用を受ける管理者及び副管理者の例により支給する。

（日額報酬の支給の特例）

第 6 条 管理者、副管理者、議会の議員及び職員が、別表において定める特別職の職員で、報酬の種類が日額のものを兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は、支給しない。

（費用弁償）

第 7 条 特別職の職員が会議に出席したとき又は公務に従事したときは、費用弁償を、公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償及び旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、旅費の支給方法は、川島桶川資源循環組合職員等の旅費に関する条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 21 号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条、第 7 条関係）

区分		報酬の種類及び額 (円)		費用弁償 (円)	旅費の額
監査委員	代表委員	月額	12,000	2,600	川島桶川資源

	委員	月額	7, 0 0 0		循環組合管理者及び副管理者の報酬及び費用弁償等に関する条例第11条の規定を準用する。
行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員		日額	1 9, 6 0 0	2, 6 0 0	
非常勤の職員の公務災害補償等認定委員会委員		日額	6, 0 0 0	2, 6 0 0	
非常勤の職員の公務災害補償等審査会委員		日額	6, 0 0 0	2, 6 0 0	